

陳述書(3)

平成18年9月1日

福岡地方裁判所

第1民事部2係 御中

住所

氏名

福岡正光



平成12年2月上旬、妹から破産管財人福島康夫弁護士さんが事務所に来て下さいとの連絡があったと私に知らせて来ました。私は福島弁護士と会うのは始めてでした。福島弁護士事務所に行くと福島弁護士は「なんかおかしいんだよ。」と言われたので、私は不正行為が行われている事など説明しました。福島弁護士から債権調査表など見せられました。そこには私が在職中に取り引きなどしていない業者の名が多数ありました。それで資料を預かり整理する事にしました。それと架空取り引きをしている業者に話を聞きに行ってもよろしいでしょうか、と福島弁護士に尋ねると、いいですよとの返事でしたので、平成12年2月20日頃、福三商工に行きました。対応されたのは久保田氏でした。私は西正建設との取り引きについて話しを聞きたいので担当者に合わせて下さい。と言うと担当者は倉重氏と答え、本日は出ていると説明しました。早急に会いたい事を伝え帰りました。その3日後、福三商工の応接室で久保田、倉重氏に会いました。私が西正との取り引きの経緯の説明を求めると、なんの説明もなく話しをはぐらかして、倉重氏は私に「西正の時の肩書きはなんでしたか。」と言いましたから、社長は父親でしたが私が全て西正を取り仕切ってやりました。と説明しました。すると久保田氏が「ウチは西正さんの注文書があります。」と言うので、その注文書を見せて下さい、と言いましたが見せてもらえず、話しにならない状況でしたので帰りました。その足で交差点を渡ったところに光洋電器工業(株)福岡支店があるのが分かりましたので行きました。上村氏も話しにならない状況でしたから、取りあえず帰る事にしました。福三、光洋以外10社近く事情を聞きに廻った頃、福島弁護士から電話があり「債権者はあなたの事を警戒しているよ。」と言われましたから私は「先生の作業に差

し障りがあったらいけませんから会社を廻るのをやめときます。」と言いました。それで私は福島弁護士から取り引きの経緯などを聞いてもらう事にしました。福三については、①誰と材料納入の取り決めをしたのか。②誰と支払い条件80%手形、20%現金と決めたか。③西正からの支払いが100%手形になっているが、その経緯。の以上です。光洋電器については、①誰と材料納入の取り決めをしたのか。②手形が郵送になっているのでどのような経緯であるか。③手形郵送料が西正負担になっているが誰とどのような経緯で決めたのか。の以上でした。平成12年5月の債権者集会の前日に他にも不正を行っている業者についての質問の項目を福島弁護士事務所にFAXしました。その数は相当な数でした。数日後、福島弁護士から電話があり「あなたからお金をもらっていない。」と言われたのでそれから何も言えなくなり、独自でやって行く事にしました。他の弁護士さんに意見を聞こうと考え弁護士会に行きました。紹介された弁護士さんから「弁護士同士には仁義があるからできません。」と言われ破産係がある事を教えてもらったので、破産係に電話して、事件番号、弁護士の名前を伝え、「不正行為がありますから調べないといけないので一時中断する事はできないのですか。」と相談しました。破産係の方は福島康夫弁護士ですね、福島弁護士に相談して下さい。と言われました。それから中央警察署に行き、それまでの経緯を説明し、どうしたらいいのか相談致しました。それから1ヶ月ほど過ぎた頃です。友泉亭の自宅に捜査2係の川崎刑事さんが、来られました。倒産時に不正が行われている事など昼から夕方にかけて説明しました。川崎刑事は「警察も協力してほしい。」と言っていいから話を聞きに行きなさい。と言われましたので、再度福三に行きました。久保田、倉重氏にどのように説明しても話しをはぐらかすので、私が「犯罪者でない者を犯罪者に仕立てあげて、つくり話しをしているのではないですよ。警察には話しをしていますから、私が説明しますので同行して下さい。」と言うと、「行かない」との返事でした。光洋電器工業の返事も同じでした。結局、田中、宮崎、久保田、倉重、上村氏は「警察には協力しない。」との回答でした。話し合いに応じてもらえば簡単な事件なのですが、現状ではハードルが高いと判断しておりました。それから私は2度逮捕されました。しかしいろんな人達の協力などありまして少しずつ

証拠が集まり、金融機関、正当な取り引きをしていた業者の「そのような事情であれば、できる限り協力します。救済措置がとれるよう努力して下さい。」と言う事もあり、大谷氏とも会う事ができましたので、裁判所は捜査するところではない事は十分認識しておりましたが、裁判をおこす事に致しました。父親、私も十分反省しております。どのような言葉でお詫びしたらいいのか分かりません。本当に申し訳ございませんでした。今回、裁判になりましたはじめて久保田、倉重氏が福島弁護士に会っていた事を知りました。久保田氏には数十回会っていましたが福島弁護士に説明したと言う話しはありませんでした。久保田氏は「倉重しか分からない、西正の資料がない。」とは言うておりました。早い段階から資料がないとは、言うてました。倉重氏が説明して福島弁護士は納得した、と述べていますが、材料が金額になおすと1千万円以上不正に納入されている事、必要な材料の数より少なく納入されているのに、工事が完成している事などを正直に説明していたなら、福島弁護士は納得されるはずはなかったと考えています。材料の数が少なく納入されているのに工事が完成している事は福三以外から納入されている事を示しているのです。私は倉重さんに対して傷害事件をおこして逮捕されました。中央警察署捜査1係芋生（いもお）刑事が「倉重さんの西正と福三との取り引きの説明はぜんぜん答えになっていない。」と言われてました。それに倉重氏の供述調書はでたらめな物でした。私が釈放になり親族や友人達に話しをしたところ、親族、友人は倉重氏に面会しました。倉重氏はウソの供述であった事を認めて、平成16年9月下旬に親族、友人と中央警察署に行き捜査1係の森永刑事に調書の書きなおしの相談をしましたが、森永刑事から倉重氏は、「書きなおしはできない。」と言われてます。又、倉重氏は裁判が始まる前まで、「九州高圧コンクリートと西正建設とで、取り引きの話しはすんでいた。九州高圧の福田さんから代理店にならないか、と連絡があったので、福三の見積りを大谷氏に届けた、支払い日、支払い条件など一切大谷氏とは話していない。見積り書を受け取ったから大谷氏は了解したと思っていた。」と説明しておりました。それはおかしい話しとなりまして、九州高圧コンクリートに確認に行ったらウソだと判明したのです。このような経過から福島弁護士には、つじつまの合うよういいかげんな説明をして納

得させたと考えています。現場の説明は、どのような話しでもして第三者を納得させられますが、支払い関係の話しは作り話しは通用しないのです。これまで被告は支払い日、支払い条件等を誰と決めたか一切説明しておりません。福三の場合は何回も説明してきております通りですが、久保田氏に数十回問い質してきましたが説明しきれません。上村氏についても、現場での説明は、つじつまの合うように説明してきておりましたが、支払いについては一切説明できないのです。何回も申し上げていますように西正では私しか決定権を持った者がいないのですから被告ははぐらかした答弁しかしないのです。久保田氏は「本件取引の具体的内容については、ほとんど知りません。詐欺にあったかのような気持ちでした。」などと述べていますが、「警察には協力しない、話し合いも応じない」とも言ってきました。常識では考えられない事で支離滅裂です。それに期日日は守らず、裁判官の尋ねた事を無視してはぐらかした答弁は、理不尽であり、裁判所を侮辱した行為です。また水増しの表現ですが、どのように説明しても正直な話しをしない為、表を作成して追及しようと考えたのです。前裁判官からも尋ねられたので、見出しの表現が適当でないと思いましたので「不正取引数量比較表」と修正致しました。西原正夫の陳述書（甲第40号証）に対して正当な取り引きを行ってれば反論があります。反論がない事は架空取り引きである事を示しております。本来なら福三、光洋の取り引きをしている銀行も被害が発生しているのは事実ですので、(株)西正建設代表取締役社長、副社長が、福三商工、光洋電器工業に振り出されている手形は、不正に振り出されている事を具体的に説明している訳ですから、素直に聞きいれて警察に届けるのが当然の行為であります。田中、宮崎氏は一番に出てこられなければならないのです。しかし関与されているから口が裂けても言えるものではありません。西正が存在している時にはなかったものが、西正の存在がなくなって取り引きがあったようになっている訳ですから、計画的で悪質な事ですので、西正の経営状態の悪さや、私が破産寸前と言った事にしてなんとかしようとする必死な気持ちの考えは、分からない訳ではありません。これが銀行側から見れば、西正の方から不正に振り出されている事を申し出があっているのだから、警察に届けて少しでも被害を少なくして下さい。と意見が出るのは間違えあり

ません。又、西正の経営状態がどうこうとか、福田正光が破産寸前とか言った事は関係ない。との意見も出るはずです。これが自然な事です。倉重氏も暴力団をつかってどうにかしようとする気持ちは分かります。お金も必要でしょうし、弱みを見せれば別の問題も発生します。父親、私は、ずさんな管理で不正を見抜けなかった事に責任を感じ、これを解決して被害弁償が発生したなら全て配当していただき、私どもの責任を果たさなければと考えているのです。できてしまった事は仕方の無い事です。父親、私を取り引きをして数千万円も迷惑をかけておきながら、高橋博高、福田道子を犯罪者に仕立てあげ金銭を騙し取ろうとしている行為は犯罪です。すぐにバレ警察に突き出されます。そのような血迷った事は、天と地が逆さになっても致しません。今回の裁判の事も、中央警察署知能班係の課長さんに話しを聞いて頂いております。田中、宮崎、久保田、倉重、上村氏達は、何を話しても、どのような説明をしても耳を傾ける事は一切ありませんでした。裁判所には何度も御迷惑をおかけ致しました。今回もいろんな方の協力があって一生懸命やって参りましたが多数の不手際もありました事に心から深くお詫び申し上げます。

光洋電器工業（株）代理人加藤達夫弁護士に申し上げます。検事の経歴がある事を聞いております。私は2度逮捕されています。1度目は東警察署です。取り調べ期間中に検事さんが東署に来られて、西正建設の資料、書類などを県警本部に持って行かれました。2度目は、倉重さんに「会社を追及したり、あなたを責めたりしない。」と説得していたのですが傷害事件をおこして中央警察署に逮捕されました。身柄は県警本部でした。1回目の検事調べでした。氏名、住所等を確認された後、検事さんが「私の父が経営していた会社を倒産させた黒幕は藤原さんでした。今回の事件の被害者倉重さんは、関連者でした。」と書きはじめられたのです。私は驚きました。それから検事さんから実行犯は誰なのか、と尋ねられたので大島組の大島保夫と高橋博高が中心となり実行しています、と平成10年夏頃からの事を詳しく説明しました。

検事さんは「大島はかなりの知識がある、これだけじゃなかろう。」と言われました。調べが終わったら検事さんは私に「君の処分はそれ相当考える。」と言われました。傷害、銃刀法違反の罪で、懲役2年6月、執行猶予5年の身でしたが

釈放されました。釈放される時、検事さんから呼ばれ「今、倉重さんのところに電話したよ。厳罰な処分と言っていたよ。」と言われました。今回のような架空取り引きは、あってはならないのです。世の中の秩序がみだれ、世の中がマヒしてしまいます。金融機関の被害は相当なものです。「救済措置がとれるよう努力して下さい。」とお願いがでています。

それで加藤弁護士にお願いがあります。何度も手形は偽造ではなく本物と言われて来られました。その説明は致しました。それに対しての加藤弁護士の意見を頂きたいのです。頂けないのならその意見を下さい。

父親も私も、宮崎眞佐雄氏、当時の前社長森永武彦氏に対して、争い事になる行為や、恨みをかう行為など一切しておりません。心当たりと言えば、森永武彦氏の自宅の隣が大島保夫氏の自宅だと言う事ぐらいです。知能班係の刑事さんから事情聴取され、いろんな事を教えてもらいましたが、被告の犯している罪は特殊な重大なものと分かりました。警察にウソを言い、弁護士を欺き、裁判所を侮辱した行為は正気ではございません。

加藤弁護士、何卒宜しくお願い致します。